

# 柏市保育のあり方検討懇談会（第 2 回）【書面開催】

## 資 料

### I 保育需要増への対応について①

#### 1 現状について

##### (1) 未就学人口の分布等について

- ・ 柏市の未就学児の約 2 割が旧田中地域（現在の「田中地域」及び「柏の葉地域」）に居住している。
- ・ 旧田中地域の未就学児の人口増加率が最も高い。
- ・ 未就学児の人口が増加しているのは 3 地域（旧田中地域，新田原地域，豊四季台地域）のみであり，他の 17 地域は減少している。

#### ○（参考）柏市のコミュニティエリア

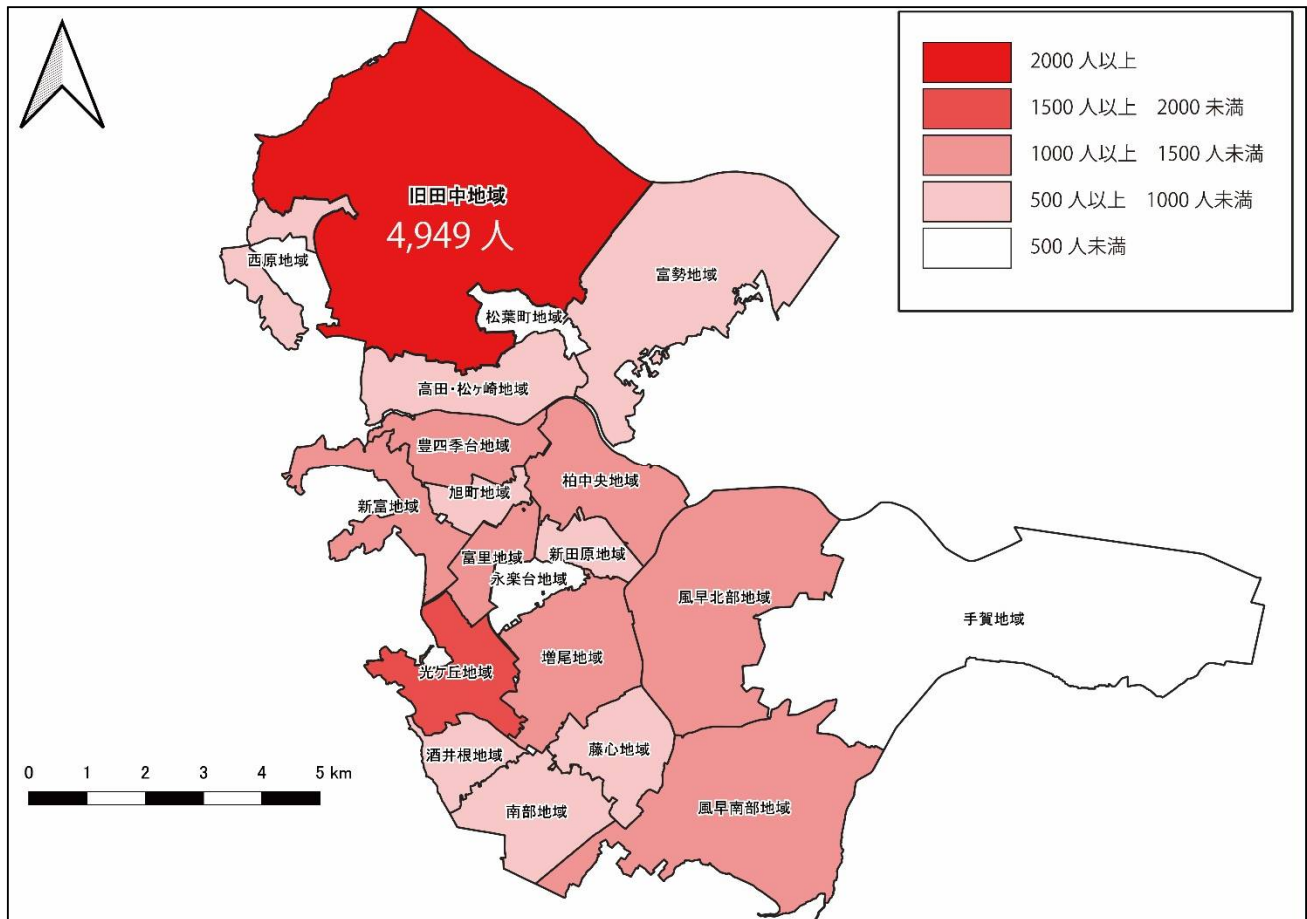
区 域	現在の コミュニティエリア	本資料で用いる コミュニティエリア
北 部	田中	田中 (旧田中と表記)
	柏の葉	
	西原	西原
	富勢	富勢
	松葉	松葉
中 央	高田・松ヶ崎	高田・松ヶ崎
	豊四季台	豊四季台
	新富	新富
	旭町	旭町
	柏中央	柏中央
	新田原	新田原
南 部	富里	富里
	永楽台	永楽台
	増尾	増尾
	南部	南部
	藤心	藤心
東 部	光ヶ丘	光ヶ丘
	酒井根	酒井根
	手賀	手賀
	風早北部	風早北部
	風早南部	風早南部

※平成 31 年 4 月から，新たに柏の葉コミュニティエリアを設置している

○未就学人口の分布について（令和3年4月住民基本台帳人口）

令和3年4月の0～5歳の人口（以下「未就学人口」といいます。）をコミュニティエリア別にみると、旧田中地域が4,949人（23.3%）で最も多く、柏市全体の約2割を占めています。次いで、光ヶ丘地域が1,556人（7.3%）、豊四季台地域が1,457人（6.8%）となっています。

一方で、未就学人口の少ない地域は、手賀地域が113人（0.5%）、松葉地域が344人（1.6%）、永楽台地域が472人（2.2%）となっています。

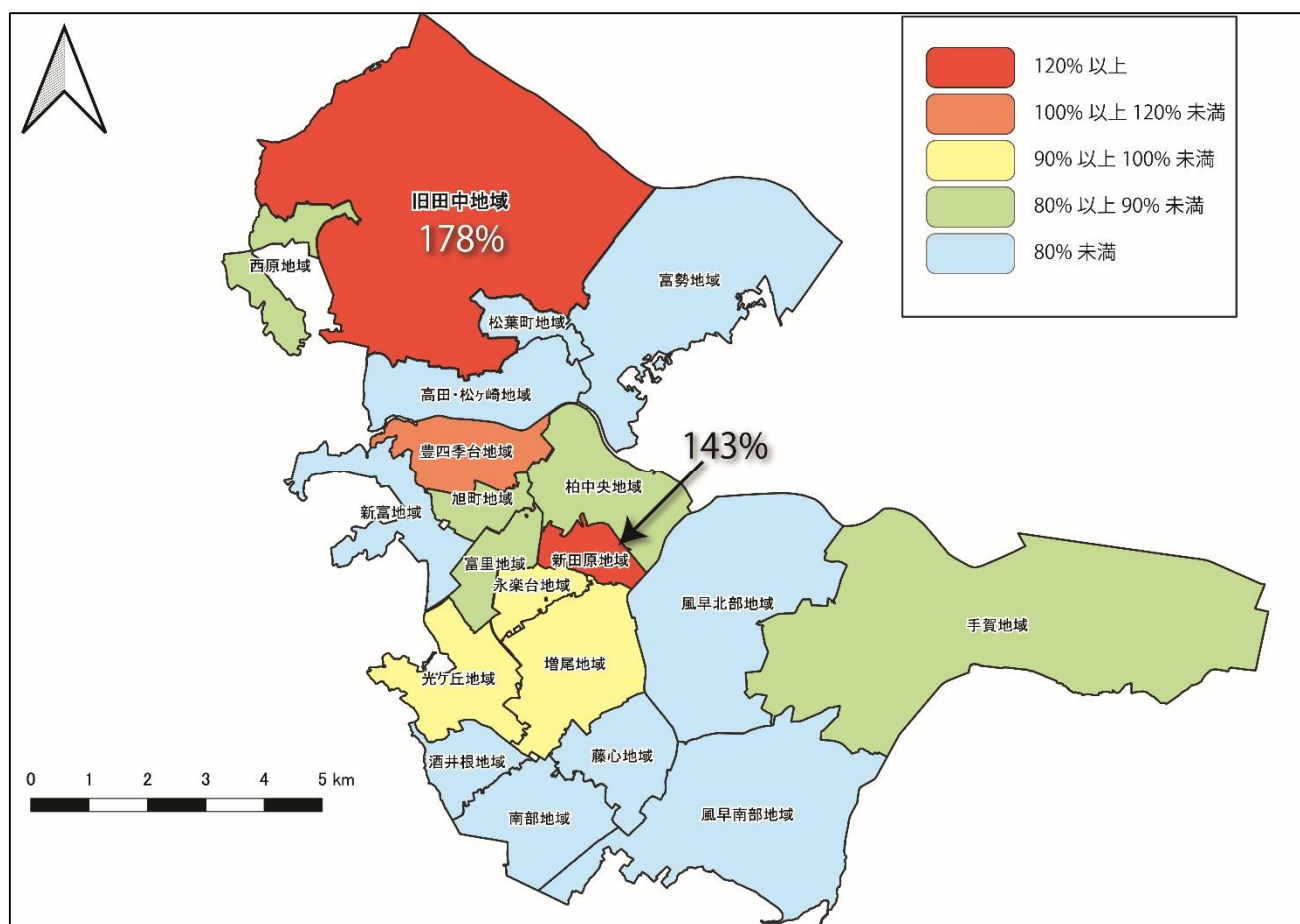


※平成30年度までのコミュニティエリア20地域で集計

No.	コミュニティエリア	人数	割合	No.	コミュニティエリア	人数	割合
1	西原地域	761	3.6%	11	新田原地域	802	3.8%
2	旧田中地域	4,949	23.3%	12	永楽台地域	472	2.2%
3	富勢地域	828	3.9%	13	光ヶ丘地域	1,556	7.3%
4	松葉地域	344	1.6%	14	増尾地域	1,003	4.7%
5	高田・松ヶ崎地域	851	4.0%	15	風早北部地域	1,108	5.2%
6	豊四季台地域	1,457	6.8%	16	酒井根地域	512	2.4%
7	新富地域	1,150	5.4%	17	南部地域	881	4.1%
8	旭町地域	626	2.9%	18	藤心地域	512	2.4%
9	柏中央地域	1,171	5.5%	19	風早南部地域	1,138	5.3%
10	富里地域	1,051	4.9%	20	手賀地域	113	0.5%
柏市総計						21,285	100.0%

○エリア別未就学人口の増加率について（平成23年4月から令和3年4月まで（住民基本台帳人口））

平成23年（2011年）4月から令和3年（2021年）4月までの期間において、未就学人口が増加しているのは、旧田中地域（増加率178.3%）、新田原地域（増加率143.0%）及び豊四季台地域（増加率117.4%）の3地域のみであり、他の地域では未就学人口が減少しています。



※平成30年度までのコミュニティエリア20地域で集計

No.	コミュニティエリア	2011年 未就学 人口	2021年 未就学 人口	増加率	No.	コミュニティエリア	2011年 未就学 人口	2021年 未就学 人口	増加率
1	西原地域	867	761	87.8%	11	新田原地域	561	802	143.0%
2	旧田中地域	2,776	4,949	178.3%	12	永楽台地域	520	472	90.8%
3	富勢地域	1,183	828	70.0%	13	光ヶ丘地域	1,668	1,556	93.3%
4	松葉地域	486	344	70.8%	14	増尾地域	1,095	1,003	91.6%
5	高田・松ヶ崎地域	1,199	851	71.0%	15	風早北部地域	1,674	1,108	66.2%
6	豊四季台地域	1,241	1,457	117.4%	16	酒井根地域	657	512	77.9%
7	新富地域	1,459	1,150	78.8%	17	南部地域	1,158	881	76.1%
8	旭町地域	740	626	84.6%	18	藤心地域	741	512	69.1%
9	柏中央地域	1,327	1,171	88.2%	19	風早南部地域	1,449	1,138	78.5%
10	富里地域	1,226	1,051	85.7%	20	手賀地域	138	113	81.9%
					柏市総計		22,165	21,285	96.0%

## (2) 柏市の未就学児の在籍状況について

- ・未就学児（0～2歳）の37.6%が、保育園等に在籍している。
- ・未就学児（3～5歳）の44.6%（2号に限る。）が、保育園等に在籍している。

## ○柏市の未就学児（0～2歳）の在籍状況について（令和3年4月1日時点）

未就学児（0～2歳）の37.6%が、保育園等（認可保育園、小規模保育事業又は認定こども園）に在籍しています。

また、61.9%が在籍状況不明となっておりますが、その大部分は家庭保育であると推測されます。

区 分	人数（人）	割 合
認可保育園・小規模保育事業・認定こども園（3号）	3,797	37.6%
認可外保育施設等 （無償化対象施設・保育料扶助制度対象施設）	52	0.5%
不明（家庭保育・その他施設）	6,254	61.9%
合 計	10,103	100.0%

※市外の施設への在籍者も含む

○ 柏市の未就学児（3～5歳）の在籍状況について（令和3年4月1日時点）

未就学児（3～5歳）の56.6%が、認可保育園、小規模保育事業又は認定こども園に在籍しており、2号認定の園児は44.6%、1号認定の園児は12.0%となっています。

また、38.4%が幼稚園に在籍しています。

区 分	人数（人）	割 合
認可保育園・小規模保育事業・認定こども園（2号）	4,989	44.6%
認定こども園（1号）	1,346	12.0%
幼稚園	4,290	38.4%
認可外保育施設等 （無償化対象施設・保育料扶助制度対象施設）	118	1.1%
不明（家庭保育・その他施設）	439	3.9%
合 計	11,182	100.0%

※市外の施設への在籍者も含む

○（参考）認定区分について

区 分	対 象	利用可能施設
1号認定	満3歳以上の未就学児 （2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園 小規模認可保育（2歳児クラスのみ）
3号認定	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園 小規模認可保育

## (3) 柏市の保育園等の定員数及び在籍者数について

- ・未就学人口に対する保育園等定員数の割合は、中央区域が最も高くなっている。
- ・保育園等の歳児別定員数は、0歳児及び1歳児の割合が小さくなっている。
- ・「保育所定員の弾力化」によって、定員数を上回る数の園児が在籍している。

## ○柏市の保育園等の区域別定員数（令和3年4月1日時点）

未就学人口に対する保育園等定員数の割合は、柏市全体で40.1%となっています。割合が、最も高いのは中央区域（46.4%）、最も低いのは東部区域（30.6%）となっており、区域間で差が認められます。

区域	未就学人口(人)	保育園等定員数(人)	未就学人口に対する割合
北部	7,733	3,040	39.3%
中央	6,729	3,121	46.4%
南部	4,464	1,650	37.0%
東部	2,359	723	30.6%
合計	21,285	8,534	40.1%

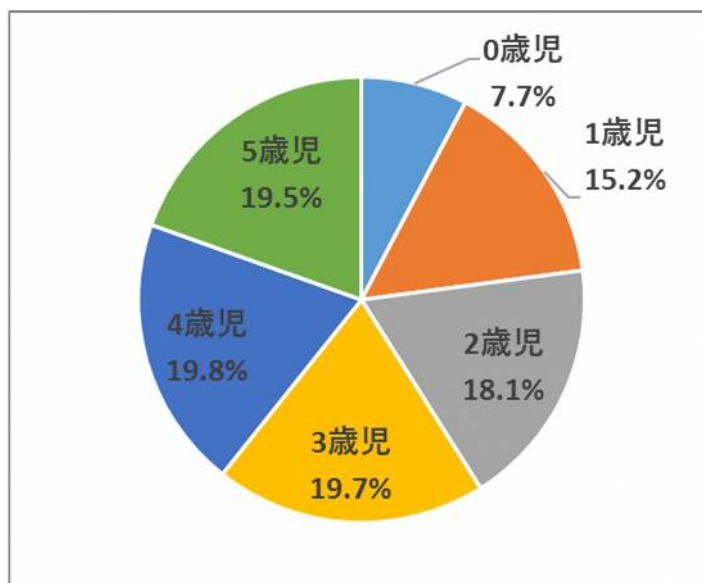
## ○柏市の保育園等の歳児別定員数（令和3年4月1日時点）

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可保育園	589	1,019	1,186	1,282	1,306	1,299	6,681
認定こども園 (2号, 3号のみ)	45	186	275	397	380	368	1,651
小規模保育事業	24	91	87	-	-	-	202
合計	658	1,296	1,548	1,679	1,686	1,667	8,534

○ 柏市の保育園等の歳児別定員の割合（令和3年4月1日時点）

0歳児及び1歳児の定員の割合が、他の歳児よりも小さくなっています。



○（参考）認可保育園の基準（柏市私立保育所等設備基準）

保育園等の人員基準及び面積基準は、歳児が低くなるにつれて厳しくなっており、このことが歳児別定員の割合に影響しています。

	保育士配置基準	面積基準(1人当たり)
0歳児	概ね園児3人に対し、保育士1人以上	乳児室・ほふく室4.95㎡
1歳児	概ね園児6人に対し、保育士1人以上	
2歳児		保育室・遊戯室あわせて3.0㎡ (ただし各保育室ごとに1.98㎡以上) 屋外遊戯場3.3㎡
3歳児	概ね園児20人に対し、保育士1人以上	
4歳児	概ね園児30人に対し、保育士1人以上	
5歳児		

○ 柏市の保育園等の歳児別在籍者数（令和3年4月1日時点）

柏市では、待機児童解消のため「保育所定員の弾力化」を実施しており、定員数を上回る数の園児を受入れています。

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育園等定員数	658	1,296	1,548	1,679	1,686	1,667	8,534
保育園等在籍者数	555	1,499	1,716	1,700	1,648	1,609	8,727

※在籍者数には、他市居住の在籍者を含む

※保育所定員の弾力化：保育所定員の弾力化とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。平成10年「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に認められることとされた。

【出典：平成17年地域児童福祉事業等調査結果の概況，用語の解説（厚生労働省ホームページ）】

#### (4) 柏市の入園保留者数について（令和3年4月1日時点）

- ・入園保留者の約7割が北部区域又は中央区域に居住している。
- ・入園保留者の約6割が「特定園等を希望している」を事由としている。
- ・入園保留者の約半数が1歳児となっている。
- ・1歳児以外の歳児では、園児を受入れ可能な「空き数」が「入園保留者数」を上回っている。

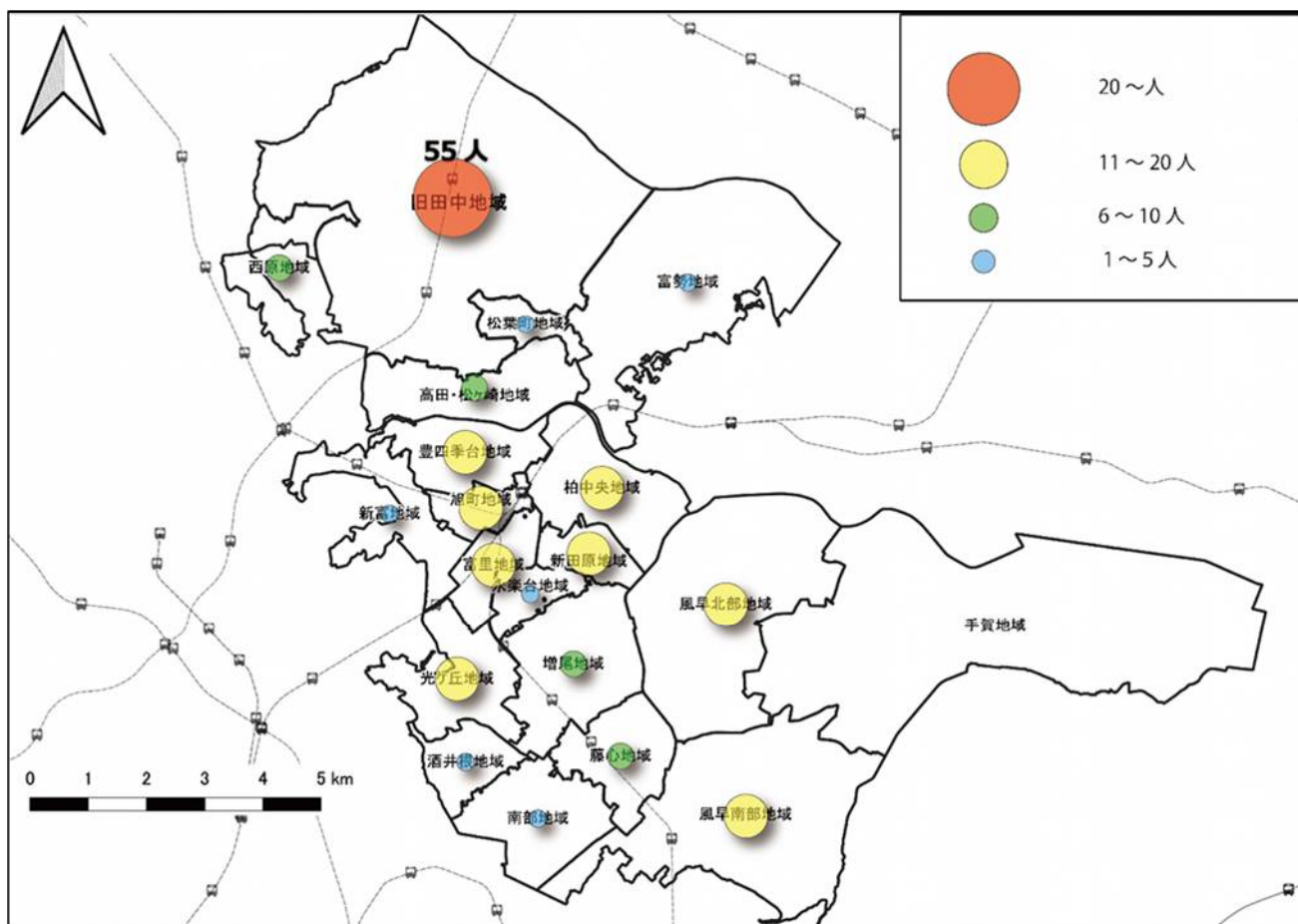
#### ○柏市の入園保留者の分布

令和3年4月1日時点の柏市の国基準による待機児童数は0人となっていますが、「特定園等を希望している」（他に利用可能な保育園等があるにも関わらず、特定の保育園等を希望している）、「企業主導型保育事業等で保育を受けている」又は「育児休業の延長を許容できる」といった事由で入園を保留している方（以下「入園保留者」といいます。）が235人います。

この入園保留者（235名）の居住地をコミュニティエリア別に集計すると、旧田中地域が最も多く55名であり、次いで光ヶ丘地域が20人、富里地域が19人となっており、手賀地域を除く全ての地域に分布しています。

北部、中央、南部及び東部の区域別に集計すると、中央区域に居住している方が最も多い83人（35.3%）であり、次いで北部区域が77人（32.8%）となっており、入園保留者の約7割が北部又は中央区域に居住しています。





区 域	コミュニティエリア	入園保留者数(人)	区域計(人)	割 合
北 部	旧田中	55	77	32.8%
	西原	7		
	富勢	5		
	松葉	2		
	高田・松ヶ崎	8		
中 央	豊四季台	18	83	35.3%
	新富	4		
	旭町	12		
	柏中央	12		
	新田原	15		
	富里	19		
	永楽台	3		
南 部	増尾	10	49	20.9%
	南部	4		
	藤心	10		
	光ヶ丘	20		
	酒井根	5		
東 部	手賀	0	26	11.1%
	風早北部	11		
	風早南部	15		
合 計		235		100.0%

※平成30年度までのコミュニティエリア20地域で集計

## ○柏市の入園保留者の事由別・歳児別内訳（令和3年4月1日時点）

入園保留の事由として最も多いのは、「特定園等を希望している」の139人（59.1％）であり、次いで「育児休業の延長を許容できる」の87人（37.0％）となっています。

また、歳児別では、1歳児が最も多く108人（46.0％）となっており、次いで0歳児の42人（17.9％）、2歳児の35人（14.9％）となっています。0歳児から2歳児までで入園保留者数全体の約8割を占めています。

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
特定園等を希望している	10	52	28	23	15	11	139
企業主導型保育事業等で保育を受けている	1	5	3	0	0	0	9
育児休業の延長を許容できる	31	51	4	1	0	0	87
合計	42	108	35	24	15	11	235

## ○柏市の保育園等の歳児別入園保留者数及び空き数（令和3年4月1日時点）

柏市の令和3年4月1日時点における、園児を受入れ可能な「空き数」は、全体で656人分となっており、入園保留者が最も多い1歳児以外は、「空き数」が「入園保留者数」を上回っています。

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
入園保留者数	42	108	35	24	15	11	235
空き数	200	64	49	74	128	141	656

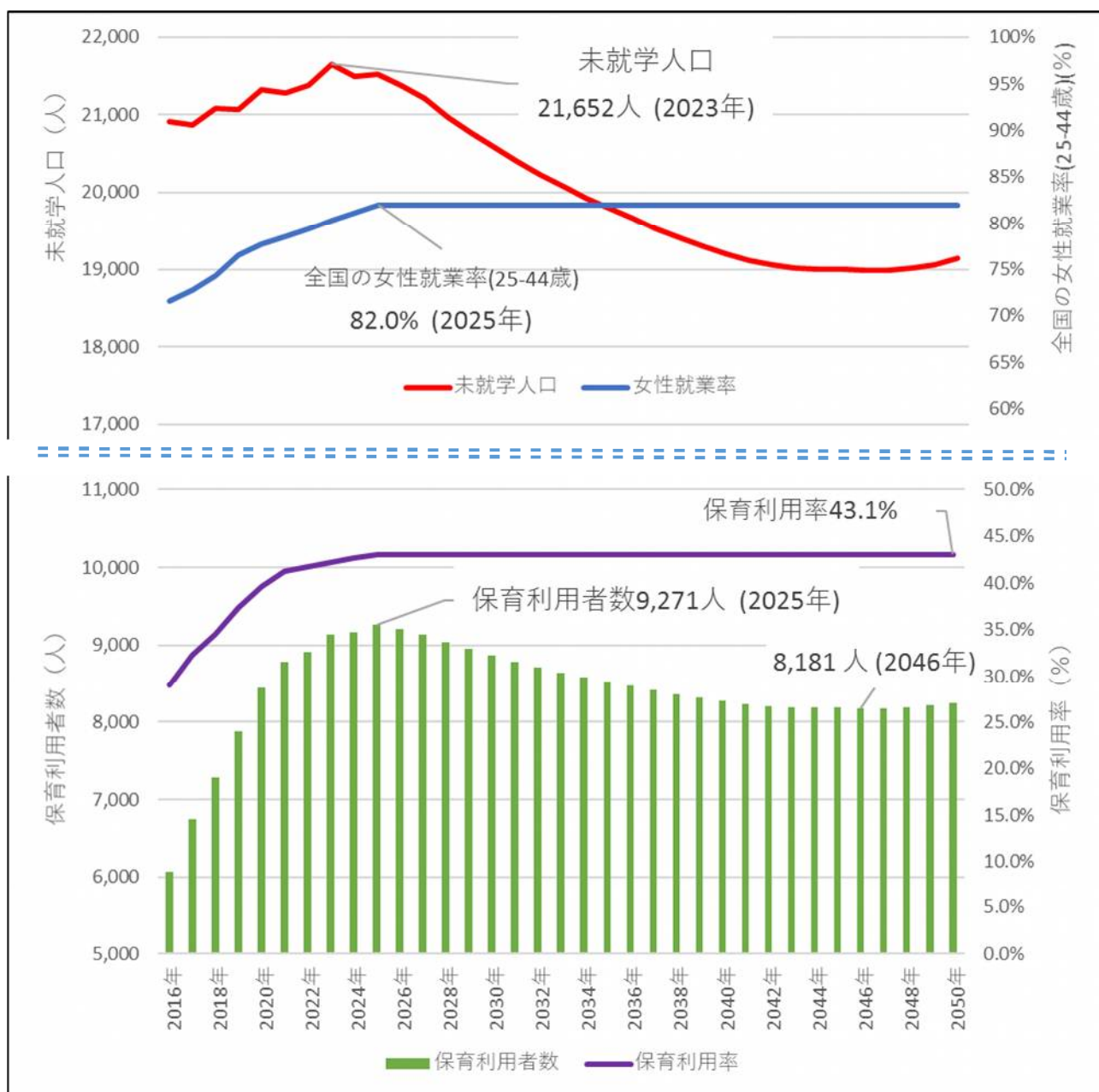
※「空き数」には、「保育所定員の弾力化」による「空き」を含む

※「空き数」は、年度末に向けて減少する傾向にある。令和2年度の「0歳児」及び「1歳児」の「空き数」は、12月以降0となっている

## (5) 柏市の保育需要の将来推計について

令和7年度頃までは、女性の就業率の上昇に合わせて保育利用者数が増加しますが、その後、少子化によって保育利用者数が減少することが予想されます。

○柏市の保育需要の将来推計（各年4月1日時点）



※2021年（令和3年）までの各数値は実績値

※2021年（令和3年）の保育利用者数実績値は8,786人

※旧田中地域を中心とした開発が、今後数年間続くことを想定して未就学人口を推計（コ－ホート変化率法）

※全国の女性就業率（22～44歳）の上昇に合わせて保育利用率も上昇するものと仮定し、保育利用者数を推計

※令和3年8月時点の検討結果における推計値。今後、変更になる可能性がある

## 2 課題について

- 将来的な保育需要の減少を考慮しつつ、当面の保育需要増加に対応する必要がある。
- 保育に係る需要と供給の、地域間及び歳児間の差異に対応する必要がある。

## Ⅱ 多様化する保育ニーズへの対応について①

### 1 現状について

#### (1) 医療的ケア児保育について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が、令和3年6月18日に公布され、同法への対応が求められています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月18日公布)

**◎医療的ケア児とは**  
 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

**立法の目的**

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

**基本理念**

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

**国・地方公共団体の責務**

**保育所の設置者、学校の設置者等の責務**

**国・地方公共団体による措置**

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

**保育所の設置者、学校の設置者等による措置**

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
 →看護師等の配置

**医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）**

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討  
 医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

【出典：第112回社会保障審議会障害者部会 (R3.6.21) 厚生労働省資料】

(2) 柏市の特別な支援に関する事業における「特別な支援を要する児」について

令和3年4月1日時点の「特別な支援を要する児」は430人ですが、そのうちの206人(47.9%)が、保育園等においてチェックシート及び巡回支援による判定を受けた児である「その他」となっています。

○「特別な支援を要する児」の内訳(令和3年4月1日時点)

(単位:人)

区 分	公立園	私立園	小 計
・特別児童扶養手当の支給対象者 ・身体障害者手帳等の交付を受けている者 ・児童相談所長又は医師から判断又は診断を受けた者 ・こども発達センター利用者, 福祉サービス受給者	121	103	224
・その他(保育園等でのチェックシート等による判定)	82	124	206
合 計	203	227	430

※厚生労働省福祉行政報告例の対象施設を集計

## 2 課題について

(1) 医療的ケア児について

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律への対応が求められている。

(2) 「特別な支援を要する児」について

○いわゆる「気になる子」(保育園等においてチェックシート及び巡回支援による判定を受けた児)への支援内容の検討

○いわゆる「気になる子」を支援する保育園等への支援内容の検討

○集団保育における発達支援の方法についての研究

### Ⅲ 御意見いただきたいこと

- 1 待機児童対策や保護者のニーズに応えるには、保育園等の新園整備の継続が必要ですが、今後、保育需要が減少する局面においては、教育・保育施設の数が過剰になる恐れがあります。これらの点を踏まえて、保育園等の新園整備に係る課題や期待すること等について
- 2 医療的ケア児、障がい児及びいわゆる「気になる子」の保育に係る課題や期待すること等について

### Ⅳ 今後について

#### 1 第3回懇談会について

第3回懇談会は、10月21日（木）に開催予定です。

以下のテーマを御議論いただく予定です。

- (1) 「多様化する保育ニーズへの対応について②」  
公立保育園及び私立保育園等の役割等について
- (2) 「公立保育園の施設整備方針について①」  
整備手法等について

#### 2 スケジュール（予定）について

下線部を変更しています。

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年 7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月 <u>21日</u>	多様化する保育ニーズへの対応について② <u>公立保育園の施設整備方針について①</u>
第4回	11月	<u>公立保育園の施設整備方針について②</u>
第5回	令和4年2月	保育人材の確保、保育の質の向上について 保育需要増への対応について② <u>保護者向けアンケート項目について</u>
第6回	3月	<u>意見整理</u>

以上